

鳥取県告示第 975 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
特定非営利法人 一粒の麦 理事長 井上零子	倉吉市東昭和町 173	居宅介護支援事業所 キラリ	倉吉市東昭和町173	平成19年11月 1 日